

瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第17号

瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第<u>12項</u>に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）を行う事業者の指定基準及び指定に関すること。</p> <p>(2)及び(3) <省略></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第<u>14項</u>に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）を行う事業者の指定基準及び指定に関すること。</p> <p>(2)及び(3) <省略></p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。